

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成28年11月14日（平成28年（行個）諮問第169号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第9号）

事件名：本人からの申出に関して銀行第一課から特定会社に回付した書面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成26年3月13日）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月25日付け金監第1093号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から平成28年12月10日付け（同月12日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

開示された行政文書はねつ造・改ざんされたものであると申し立てる。

回付した内容と、基になる相談事績簿（平成28年4月22日付け 金総第2767号）の相談内容の概要と、対応内容は全て嘘である。「平成28年3月16日付け 金総第2000号 行政文書開示請求書の補正について」金融庁において保有を確認できた文書に「（2）2014年3月13日に大臣目安箱に提出した文書の内容について監督局が特定会社に伝達した内容が記載された文書」とあるが、そもそも審査請求人は2014年3月13日に大臣目安箱に文書を提出していない。事績簿の受付方法は電話になっている。

大臣目安箱において、相談員Aに母が何度も相談しているので、提言はできない。相談しかできないとだまされた。そもそも大臣に提言しようと

電話をしたのであり、伝達を依頼する予定はなかった。情報がねつ造されている。事績簿の2014年3月13日の応接時間は395分だが、実際の応接時間は約6時間（約360分）である。金融庁は通話を録音している。法令等遵守調査室に通話の保存と事実確認を申し立てていた。開示請求に対して保有が確認できないと返答がきただけでなく、事績簿の記録では、約35分長く応接時間があったことになっている。審査請求人の通話明細の記載との若干の誤差の範囲以上に応接時間が存在している。相談員A自身が6時間応対したと言っている。情報が改ざんされている。

相談員は、審査請求人が指定した伝達以外は銀行に伝えないと言った。しかし指定した伝達と異なる改ざん・ねつ造された情報が銀行に回付されている。審査請求人が指定した伝達を相談員Aが担当課に確認して、担当課から至急伝達できると回答があった。

相談員Aが復唱した伝達は次のとおり。

伝達1，（広島支店特定個人Bは）一切（口座の）検索をしていないようなのだけれども、きちんと回答をもらいたい。

伝達2，お母様の名義番号（3桁）では、検索できないと言っているが正式な回答としていただきたい（審査請求人は、特定個人Bは、母に、存在しない名義番号7桁に載った書類でしか口座の検索ができないと言ったが、名義番号が何かということとしていただきたい。と言ったので、相談員の発言は意味が違う。）。

伝達3，どういう形で、その書面等送ってきているけど、住所を知ったのか教えてほしい。

伝達4，お母様の耳が聞こえづらいにもかかわらず、筆談を申し入れたが、大声を上げて特定個人Bが断ってきた事実（相談員は、後述のどう喝のくだりで知っているのに、初めて聞いたと嘘をついた。）。

伝達5，（広島支店特定個人Bが）何を検索したのか分からないような状況にあるので、きちんと検索した内容を明確にしてほしい。1番目のものと同じになるが、その回答を書面でしてほしいという部分。

再度確認した際、相談員Aが復唱した伝達は次のとおり。

伝達1，広島支店特定個人Bが（口座の）検索を一切していない様子なので、きちんとその事実を、当社の回答、銀行の回答を書面で確認したい。

伝達2，母親が名義番号では検索できないと言われたわけですね。その点に関して具体的な内容、正式な回答をしていただきたい（審査請求人は、（口座を）名義番号でしか検索できないと訂正した。）。相談員Aは、冒頭いろいろときちんと記録を取らせていただいておりますと言った。

伝達3，郵便に関して、その何度も送ってくる。どういう形で、あの母親の住所を知ったのか。銀行側には伝えていないにもかかわらず、知っていることに関して、きちんと事実を明らかにしてほしい。

伝達4，窓口で母親が，耳が聞こえづらいので筆談をお願いしたところ，特定個人Bは大声を上げて断った。そのような顧客対応はどうなのかということ。

伝達5，何を検索したのかですね。「特定個人Bがですね。本店でしょうか。どちらもですね。」何を検索したのか分からない状況が今あるので，何を検索したのか明らかにしてほしい。

伝達6，特定個人Bの対応が銀行の正式なものなのかどうかを確認，回答してほしい。

相談員は，審査請求人が指定した伝達の申出以外は伝えないことを再確認した。審査請求人は特定個人Bが何を検索したのかと言っているのに，伝達5が「特定個人Bと本店」に改ざんされている。改ざんに合わせて，母の平成25年12月2日の相談（伝達）「母が，母と長男の口座を銀行本部に問い合わせ金融庁に報告した」が改ざんされている。相談員の復唱の時点で伝達内容が改ざんされているが，おおむね上記の伝達内容だけを特定会社本店に伝達するように指定した。そもそも相談員の方から伝達を勧めてきて，伝達は本店にすると説明があった。審査請求人の指定した伝達に対して，特定会社は，貸金庫の検索をしたと嘘の返答をしてきた。特定会社は，貸金庫の検索はしていない。指定した伝達には貸金庫の解約日の依頼はない。

相談員は，母に「息子（審査請求人）さんが今回，特定会社が口座の情報等をきちんと調べないで対応したことに関して，銀行法に違反しているのではないかとということ金融庁に回答するよう求められた」と言っている。平成26年3月14日大臣目安箱において，相談員Aは「特定会社の顧客対応，あるいは情報開示のご相談でしたので，相談窓口で承りました」と言っている。審査請求人が口座の検索，口座の検索結果に関する相談をしていたことは明白である。

【当方は，特定会社広島支店にある亡夫の貸金庫や預金取引の現存照会を行ったが，銀行は亡父の氏名を聞いただけで，「現在取引がない」との回答をするだけであり，適切な対応は行わない】（原文ママ）では，当方が母の場合に，父（亡夫）ではなく，祖父（亡父）の名前を銀行が聞いてきたようになるように考案された文章が後付けでねつ造されている。母の申出に，「父の代から」とあるが，母にとっては義父である。「亡夫」と「亡父」，「ぼうふ」と読みが同じで意味が異なる漢字を故意に使用している。義父だと亡父にならない。【】内の改ざんに合わせて，母の申出をねつ造して伝達をしたことに改ざんしている。原文ママでは当方は誰なのか分からない。当方が審査請求人でも母でも該当するように申出がねつ造されている。審査請求人は池袋支店で父の口座と貸金庫の検索はしていない。審査請求人の口座しか検索していない。

母の申出が伝達されているが、母は伝達を依頼していない。伝達の説明を受けていない。【】内は指定していないが、相談員の発言から、実際に伝達されたのは【特定会社の顧客対応や情報開示について。銀行法に違反しているのではないか】であった。審査請求人は事績簿の申出の伝達を依頼していない。審査請求人の申出は改ざん・ねつ造箇所が多すぎて全て嘘である。申出のねつ造を一部抜粋するが『平成25年12月2日に、金融庁の金融サービス利用者相談室に母が相談した後、12月3日に特定個人Bではなく、別の行員から電話が掛かってきたが、母は電話に出なかった。』（以下略）『母の代理として当方が特定会社お客様相談室（原文ママ）に電話したところ、「広島支店の特定個人Bから連絡している。」とのことだった』。審査請求人の申出をねつ造して、母の事績簿（金総第2766号 平成28年4月22日付け）の内容（平成25年12月3日）を改ざんしている。母は電話を取って、特定個人Bかと聞いて別人と回答したので、別の行員が電話を掛けてきたと相談員Cに説明した。電話を取らなければ、誰が電話を掛けてきたか分からない。そもそも審査請求人は『』内の発言はしていないだけでなく、事実ではない。嘘である。

検査情報受付窓口に、平成26年3月10日付け（金検第444号 平成28年4月22日付け）で、特定個人Bと別の行員が電話してきた。母に「あなたたち家族の口座を調査したがなかった」と言った。母が口座の検索結果を銀行の正式な書面でくださいと言うと電話を切った。と送っている。この時点では、既に死亡している父の名前の漢字を聞いてきた。口座の検索結果を銀行の正式な書面でくださいと言うと電話を切った。というのが検査をしてほしい箇所と趣旨だった。平成26年3月13日に、平成25年12月3日に母は電話に出なかったと発言するわけがない。母は平成26年1月9日の相談時にも相談員Cから銀行から何か対応があったか聞かれて、特定個人Bとは別の行員が電話を掛けてきたと言っている。金融庁は、同年5月8日付け（金検第444号 平成28年4月22日付け）で検査情報受付窓口に送った情報「平成25年12月3日に特定個人Bが別人に成りすまして電話を掛けてきた」等を基に、過去に遡り、既に銀行に回付した情報を後付けで改ざんしている。

特定会社の検査実施中（平成25年12月17日開始）の、同月19日以降から平成26年3月12日の間に、審査請求人が母の代理として特定会社に電話をしたとの情報をねつ造している。審査請求人は電話をしていない。さらに特定会社が審査請求人に「広島支店の特定個人Bから連絡している。」と説明したと特定会社の対応をねつ造している。審査請求人説明を受けていない。監督庁による「検査妨害」であり違法である。

平成26年3月17日、大臣目安箱において、相談員Aは同月14日付けで、同月13日と同月14日大臣目安箱での相談内容全てを銀行への伝

達とは別に、政策提言として、大臣に挙げたと言った。同日の時点で、同月13日の事績簿は作成されている。同日の伝達は、当日には銀行に伝えていないと言った。行政文書名（平成26年3月13日）とあるが伝達日は同日ではない。同月14日から同月18日の間に伝達がされている。

平成26年3月17日、大臣目安箱において、唐突に相談員Aは、平成25年12月に母が何度も伝達を利用したように、審査請求人にも伝達を利用するように勧めてきた。母は聞こえないので、金融庁に文書での説明と返答を求めたが応じなかった。母は、伝達は金融庁から返事がもらえると思っていたので自分から伝達を依頼していない。母の同月2日の相談しか伝達していないと相談員は言っている。何度も伝達していない。その際、特定会社は、「金融庁からの伝達に対して、何らかの対応を取っている」と思われる。特定個人Bが電話を掛けてきている。「審査請求人が銀行に連絡を取っていないので」銀行本部に連絡を取るよう言った。平成26年3月13日、相談員が伝達を勧めてきた際、審査請求人は「銀行全体で違法行為をしているのに伝達しても」と言っているが、相談員は繰り返し「特定個人Bからの電話に対応していない。審査請求人は特定会社に連絡を取っていない」と言い、実質、銀行本部に連絡を取ることだけを勧めてきた。同月17日の時点で、伝達を訂正はできない。取り消すことはできるかもと言っている。既に監督局に回付している。回付した時点では、事績簿には「審査請求人が母の代理として銀行に電話した」「銀行から特定個人Bが連絡していると説明を受けた」との記載はなかった。開示された伝達は、過去に遡って改ざんがされている。母の伝達には銀行から回答があるが、開示請求に対して、審査請求人の伝達には回答の保有が確認できないと返答がきている。警察に行っても無駄だと言ったのに、事績簿の対応2は警察になっている。相談員は法テラスと金融ADRを教えなかった。情報がねつ造されている。相談員は上司に確認して、審査請求人が母の代理人になれば、母の相談内容等を教えると、審査請求人と母をだまして、審査請求人を母の代理人に仕立て上げる際、審査請求人から電話を代わった母に、預金債権はなくならない。「休眠預金は本店預かりになると嘘をついて」、審査請求人を銀行本部（本店）に連絡させようとしていた。母が銀行本部に口座を問い合わせた際、広島支店に確認して連絡すると言われた。池袋支店も同様に広島支店に確認すると言った。平成25年12月19日の特定個人Bの留守電「先日調査を依頼された件で、銀行本部の方で調査できることがあるかもしれないので、窓口で提出した母と長男の書類を、渡した封筒に入れて広島支店に送ってほしい。」でも広島支店に送るように言っている。そもそも休眠預金であろうと残高0円であろうと必ず検索できる。全店舗全支店、電話と窓口の口座の検索結果は同じ。全保有データを氏名（カナ）だけで検索できると言っている。審査請求人の指

定した伝達に対して、特定会社は、貸金庫の検索をしていないのに、貸金庫の検索をしたと嘘の返答をしてきた。特定会社の嘘の返答を基に、母の事績簿と伝達、審査請求人の事績簿と伝達が改ざん・ねつ造されている。審査請求人の伝達に対する回答は当然あったが、銀行から金融庁への返答は情報が消去されている。

審査請求人の指定した伝達6個のうち母に筆談を断った伝達を質問から外して、特定会社は、伝達への返答として5個、全て嘘の返答をしてきた。返答内容は、審査請求人の指定した伝達に対応した内容ではなかった。伝達2で、名義番号とは何かを回答するように伝達を指定したが、ご存知のとおりお取引番号と、一度も聞いたことがない嘘の返答をしてきた。伝達に対して特定会社からきた返答からすると、審査請求人が指定した伝達は、金融庁が伝達した時点で、既に改ざんされている。さらに伝達内容が改ざんされて開示されている。相談員は、伝達は銀行本店にすると行った。審査請求人は申出を銀行本店に伝達を依頼したと事績簿には記載しているが、支店等の名称は広島支店になっている。審査請求人と母の申出がねつ造されたことになっている。母の申出の伝達の、支店等の名称は本店になっている。母は伝達を依頼していない。伝達の説明はなかった。審査請求人の指定した伝達は6個あるが、事績簿では、審査請求人の申出がねつ造されて、(回答してもらいたい内容が)4つになっている。広島支店の返答が5個なので、金融庁からの伝達も5個になっている。

『その後も度々留守電に「緊急に連絡してほしい」と入っていたが、特定個人Bは母に暴言を吐き、ひどい対応をしたことから、母は電話に出ることができなかった。』とあるが、発言していない。特定会社が検査実施中の金融機関になった平成25年12月17日から、突然特定個人Bによる、留守電に要件を入れない電話が数十件あったので母は電話に対応できなくなった。度々「緊急に連絡してほしい」との留守電はなかった。事績簿の相談内容の概要7で、特定個人Bが筆談を大声で断った際の出来事が「母に暴言を吐いた」と改ざんされている。特定会社の障害者に対する人権侵害を、相談者の申出を改ざん・ねつ造することで隠蔽した。

検査情報窓口で、広島支店窓口で、特定個人Bは、母の筆談の依頼を「何が目的か」「自分で書け」と大声を上げて筆談を断った。弁護士や司法書士等を通して言うと、特定個人Bは立ち上がって、訴訟するのかとどう喝した。と送っていたら、母の筆談の依頼を、大声を上げて筆談を断ったと言った瞬間に、相談員は「どう喝されたんですね」と言った。「弁護士や司法書士等を通してと言うと立ち上がってどう喝した」を「大声を上げて筆談を断った」まででどう喝したと改ざんしようとした。相談員は「大声を上げることを金融庁ではどう喝と表現する」と言ったが、筆談を大声で断った際の出来事が「暴言を吐き、ひどい対応をした」に改ざんさ

れている。相談員Aが、母が聞こえていないことを確認した上で、平成25年12月10日が最後の相談日、最後の伝達のあった相談日と嘘をついたことが事績簿に載っていない。母の事績簿からは、金融庁に対して、母は高齢であること、耳が聞こえないので書面で返答してほしいと申し入れた事実が全て削除されている。

審査請求人は、相談員と上司に繰り返し、金融庁に録音された通話を聞いた上での事実確認を申し立てていた。1週間で通話を削除、個人情報の開示には1か月かかる。事実と異なる記載がされていたときには、既に通話が削除されている。証拠隠滅であると繰り返し申し立てていたが、相談員と上司は事実確認に応じなかった。保有個人情報の利用目的に、金融機関の指導・監督を行う上で必要であるためとあるが、事実と異なる情報が記載されている。通話内容を開示した上で、開示した情報が事実であることを立証するよう申し立てる。

審査請求人の申出の要旨は、「特定会社は実際には口座を検索していないのに、検索したと嘘をついた。口座はあるのにないと嘘をついた。銀行法13条の3に違反している。広島支店には、口座を検索した際の手続の書類が何も無い。検査実施中なのに処分の公表がない。検査をしてください。」と公益通報していた。平成26年3月17日から特定会社は立入検査実施中になった。特定会社の違法行為を隠蔽するために、相談者の申出を改ざん・ねつ造して伝達と称して秘密漏えいしたが違法である。検査情報受付窓口へ送った情報と、異なる嘘の情報を伝達することは違法である。金融庁は、既に銀行に回付している伝達を過去に遡り改ざんしている。金融庁は、利害関係者と共謀して、検査実施中に繰り返し過去に遡り記録の改ざんを行っているが違法である。改ざん・ねつ造した情報を開示したことは明白である。不開示部分の全部開示を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年2月27日付け保有個人情報開示請求（同年3月7日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報は、以下の文書に記載されている保有個人情報である。

「平成2014年3月13日に大臣目安箱に提出した文書の内容について監督局が特定会社に伝達した内容が記載された文書」

- (2) なお、当初の平成28年2月27日付け開示請求書に記載されていた保有個人情報の名称等からは、対象となる保有個人情報を特定すること

が困難であったため、同年3月16日付けで補正命令を発出したところ、同月29日付け開示請求書（同月31日受付。）により上記（1）のとおりに補正されたものである。

具体的には、まず、当庁において、平成28年2月27日付け開示請求書の記載を基に、対象となり得る保有個人情報を探索し、確認できた保有個人情報を審査請求人に提示の上、開示請求の対象とするか否かを確認するという方法で行われた。

2 原処分について

諮問庁は、開示する保有個人情報を「審査請求人からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成26年3月13日）（以下「本件回付書面」という。）に記載されている保有個人情報」と整理した上で、本件回付書面のうち、当庁の具体的対応に関する情報が記載されている部分（以下、第3においては「本件不開示部分」という。）については、法14条7号柱書きに該当するものとして、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）審査請求の趣旨

原処分において不開示とされた部分の全部開示を申し立てる。

（2）審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、「開示請求に対して情報がねつ造されて開示されていることは明白である」ことを理由として、本件審査請求を行ったものと解される。

4 原処分の妥当性について

（1）本件回付書面について

当庁では、平成26年3月13日、当庁が設置した政策提言受付窓口である「大臣目安箱」に対し、特定会社の対応に関する審査請求人の申出が寄せられ、大臣目安箱を所管する当庁金融サービス利用者相談室より情報を得た当庁監督局銀行第一課は、審査請求人の申出内容について、特定会社に対し、本件回付書面により伝達したものである。

なお、「大臣目安箱」は、当庁職員及び広く外部からの金融行政一般に係る政策提言を募ることを目的として設置されたものであり、寄せられた提言等は、金融行政において参考とするため、当庁の担当部局にも回付することとしていた。

（2）法14条7号柱書きの不開示事由該当性について

本件回付書面は、「大臣目安箱」に寄せられた審査請求人からの申出について、その概要及び当庁の対応方針等を取りまとめた文書であり、本件不開示部分には、当庁の対応方針に関する情報が記載されている。

金融行政一般に係る申出に対する監督当局の具体的な対応・処理方針を開示することになれば、監督当局が、どのような申出内容であれば金

融機関等に対して報告を求め、又はそれを超えて回答を求めるなどの対応をするのかといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するものと認められることから、不開示とすることが妥当である。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 同月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年3月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分においては、「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成26年3月13日）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示請求に対し、本件文書に記録された保有個人情報を特定して原処分を行った経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件開示請求を受け、その記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報の特定が困難であったことから、これを特定するため、審査請求人に対し、本件開示請求の補正に係る参考情報として、処分庁において保有が確認できた本件対象保有個人情報が記録された文書の情報を提供するとともに、補正を求めたところ、別紙に掲げる文書に記

録された保有個人情報を開示請求の対象として明示した補正後の開示請求書が提出された。

イ 開示決定等は、開示を求める保有個人情報を保有する部局においてそれぞれ担当しており、原処分は、本件対象保有個人情報について開示決定等を行ったもので、他の保有個人情報については、別件開示決定等においてその全部を開示している。

(2) 当審査会において見分したところ、本件文書は、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた特定会社に関する相談・苦情等について、その概要及び金融庁の対応方針を取りまとめた文書であると認められ、本件不開示部分には、このうち、金融庁の対応・処理方針に関する情報が記載されているものと認められる。

相談・苦情等に対する監督当局の具体的な対応・処理方針を開示することとすれば、監督当局が、どのような申出内容であれば金融機関等に対して報告を求めるにとどめ、又はそれを超えて回答を求めるなどするのかといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するものと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

- 1 大臣目安箱宛の通話による相談内容に係る応接録（相談年月日は以下のとおり）
 - ・ 2014年3月13日付
 - ・ 2014年3月14日付
 - ・ 2014年3月17日付
 - ・ 2014年3月18日付
- 2 2014年3月13日に大臣目安箱に提出した文書の内容について監督局が特定会社に伝達した内容が記載された文書
- 3 法令等遵守調査室に郵送された文書（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2014年3月17日付
 - ・ 2014年3月19日付
- 4 法令等遵守調査室に金融庁ウェブサイトを経由して送信された文書（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2014年3月20日付
 - ・ 2014年5月13日付
- 5 法令等遵守調査室にFAXで送信された文書（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2014年3月17日付
 - ・ 2014年3月19日付
 - ・ 2014年5月13日付
- 6 検査局総務課検査情報受付窓口に金融庁ウェブサイトを経由して送信された特定会社池袋支店に係る法令等の遵守に関する文書（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2014年1月31日
 - ・ 2014年5月8日
- 7 検査局総務課検査情報受付窓口にFAXで送信された特定会社池袋支店に係る法令等の遵守に関する文書（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2014年5月8日